

第1号議案

尾張都市計画生産緑地地区の変更
(犬山市決定) について

尾張都市計画生産緑地地区の変更(犬山市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 16.2ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を定めているが、都市における農地等についてより適切な保全を図るため新たに生産緑地とするもの、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設等の敷地の用に供されたもの、地積更正によるもの、生産緑地地区としての要件を欠くもの及び団地の分断により隣接する団地に追加したもののについて、一部区域を変更するものである。

生産緑地地区の変更理由書

1. 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の持つ緑地機能及び多目的保留地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的とするものです。

2. 生産緑地地区の要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすものです。

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市の環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 500㎡以上の規模の区域であること。
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。
- ④ 将来にわたって農地等として適正に維持管理できると認められること。
- ⑤ 都市施設の整備や合理的な土地利用に支障がないこと。
- ⑥ 農地等利害関係人の同意を得ていること。

3. 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区内の農地等は、適切に管理することが義務づけられているため、建築物等の建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① 買取りの申出※があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に生産緑地としての所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われず、行為制限が解除された場合。
- ② 公共施設等の敷地（用地）となった場合。
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④ 地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての要件を欠く場合。
- ⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合又は隣接する団地に追加した場合。
- ⑦ 「2. 生産緑地地区の要件」を満たし、新たに生産緑地地区を定める場合。

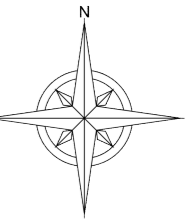
※買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市長に時価で買い取るよう申し出ることができません。

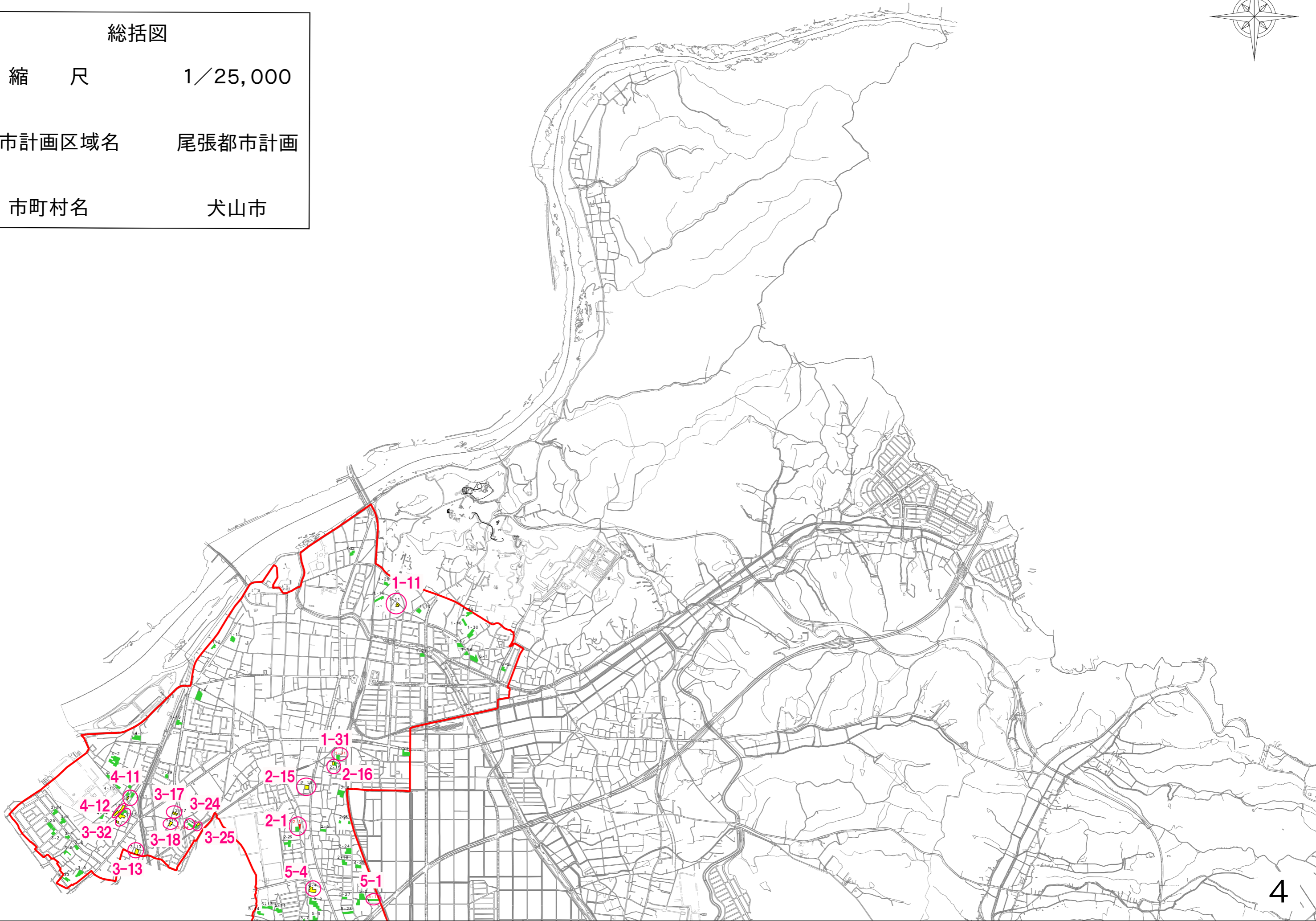
- 生産緑地地区に定められてから30年（申出基準日）を経過した場合、又は特定生産緑地に指定され、指定の期限（法第10条の3第2項に定める指定期限日若しくは延長後の期限）を超過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有するに至った場合。

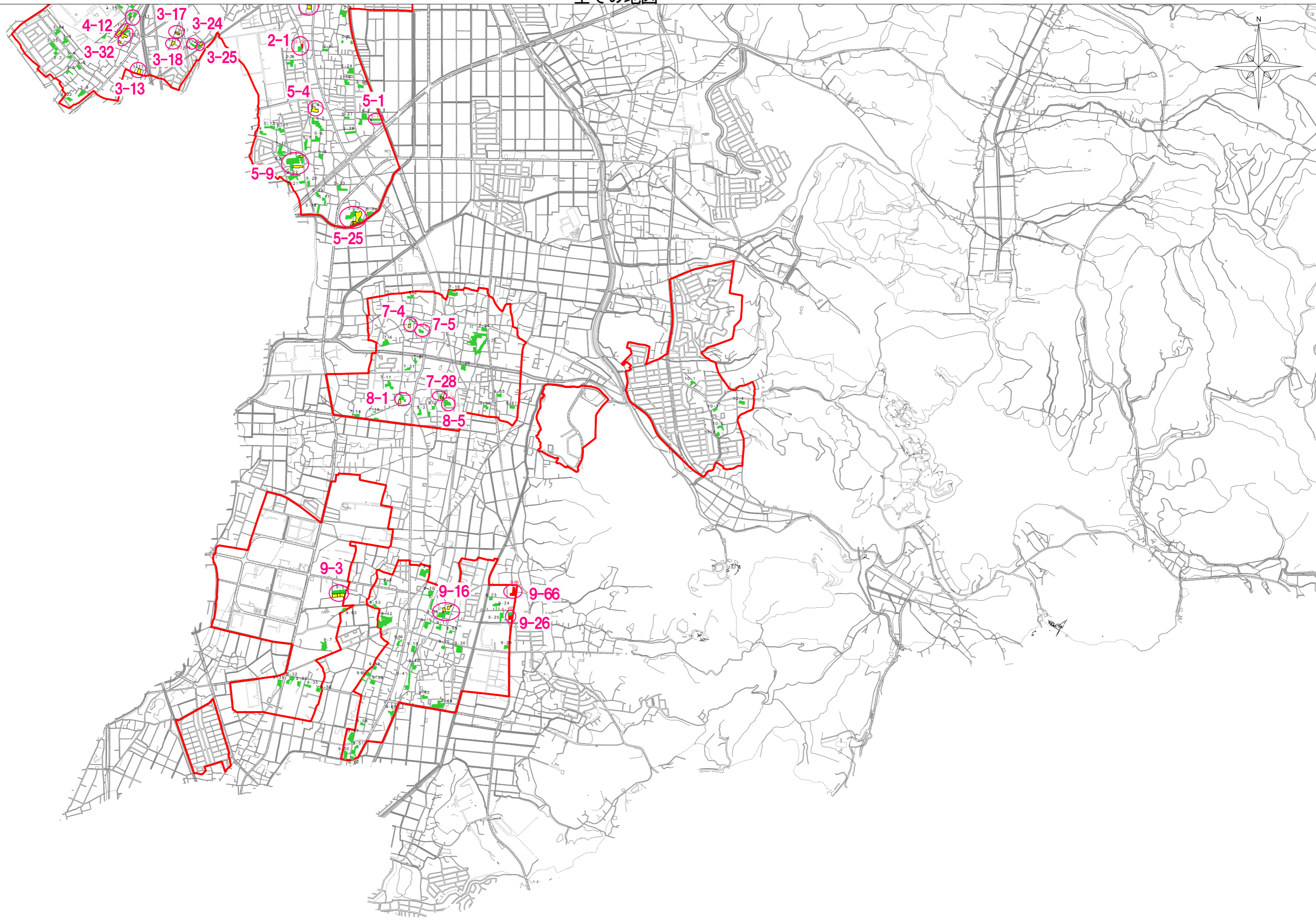
5. 今回の都市計画変更の理由と内容

変更理由	除外(減)		追加(増)		合計	
	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数
4-①	-17,091	-11	—	—	-17,091	-11
4-②	-8	—	—	—	-8	—
4-③	—	—	—	—	—	—
4-④	—	—	40		40	—
4-⑤	-675				-675	
4-⑥	-1,089		1,089	—	±0	—
4-⑦			2,595	+1	2,595	+1
計	-18,863	-11	3,724	+1	-15,139	-10



総括図	
縮尺	1/25,000
都市計画区域名	尾張都市計画
市町村名	犬山市

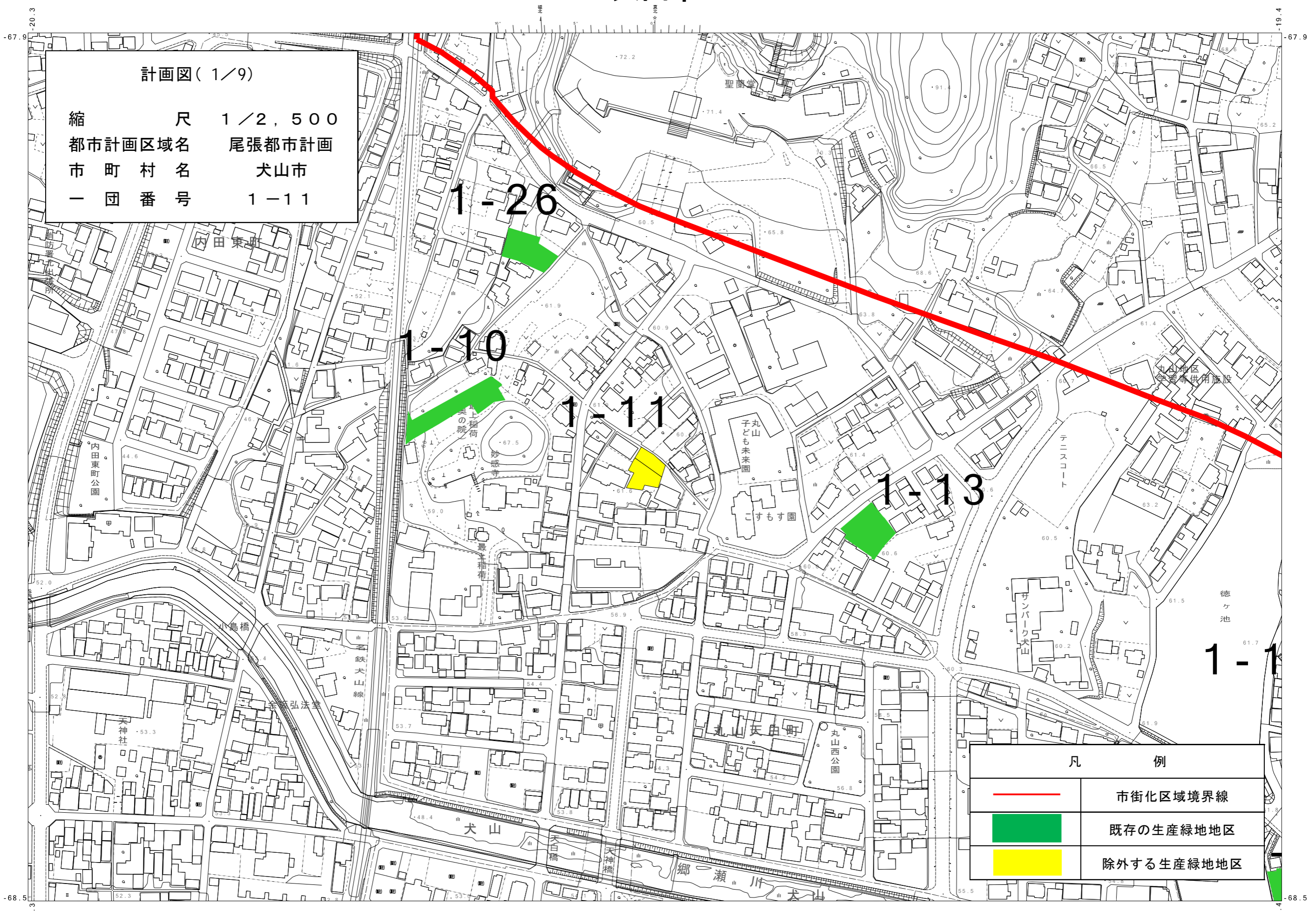







犬山市

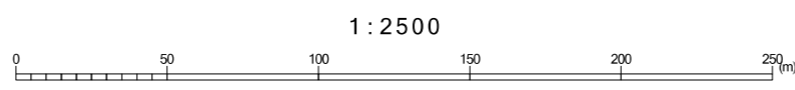
計画図(1/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 1-11



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

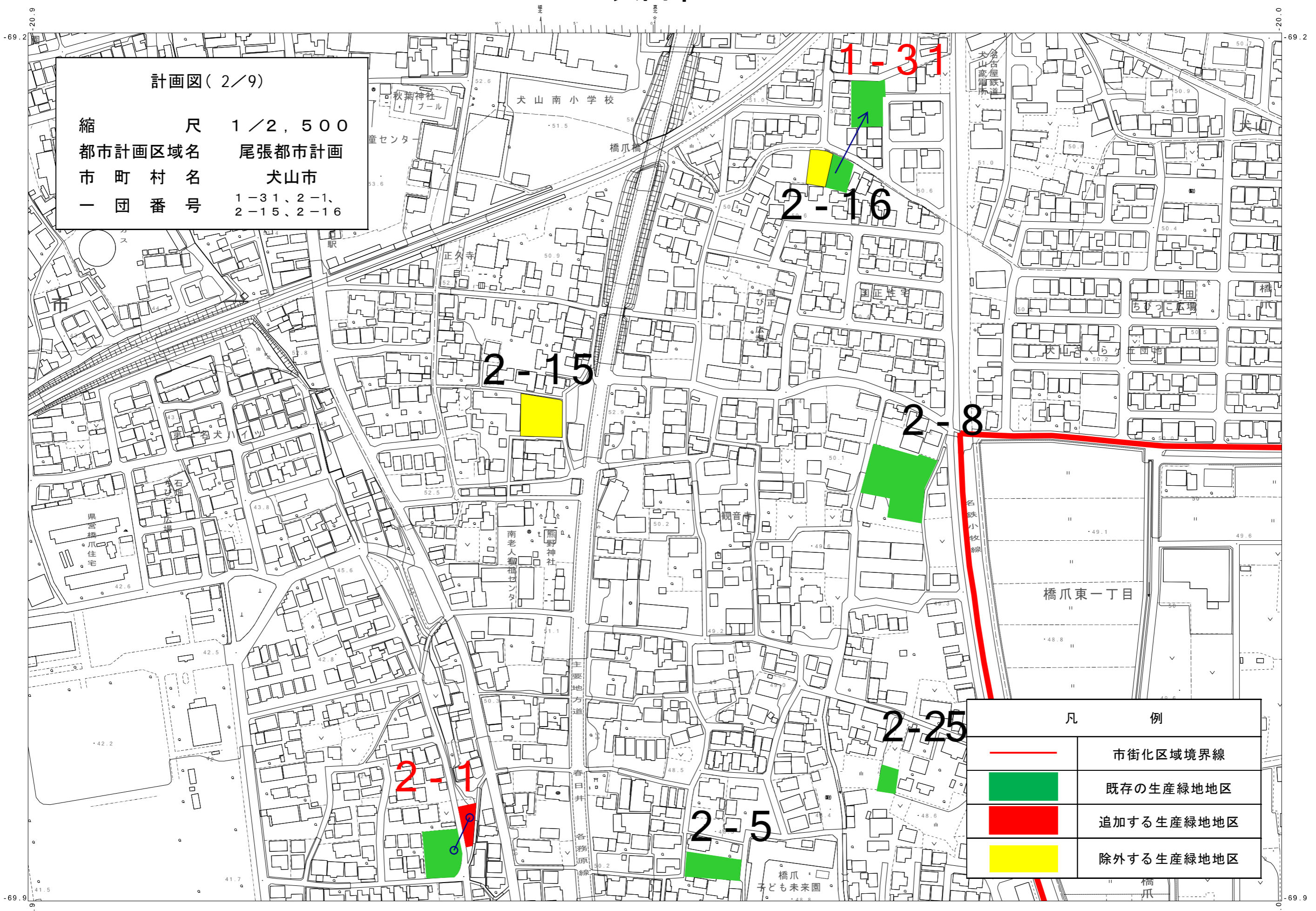


「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社
 令和05年06月23日

犬山市

計画図(2/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 1-31、2-1、
 2-15、2-16



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	追加する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)
 また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年06月23日

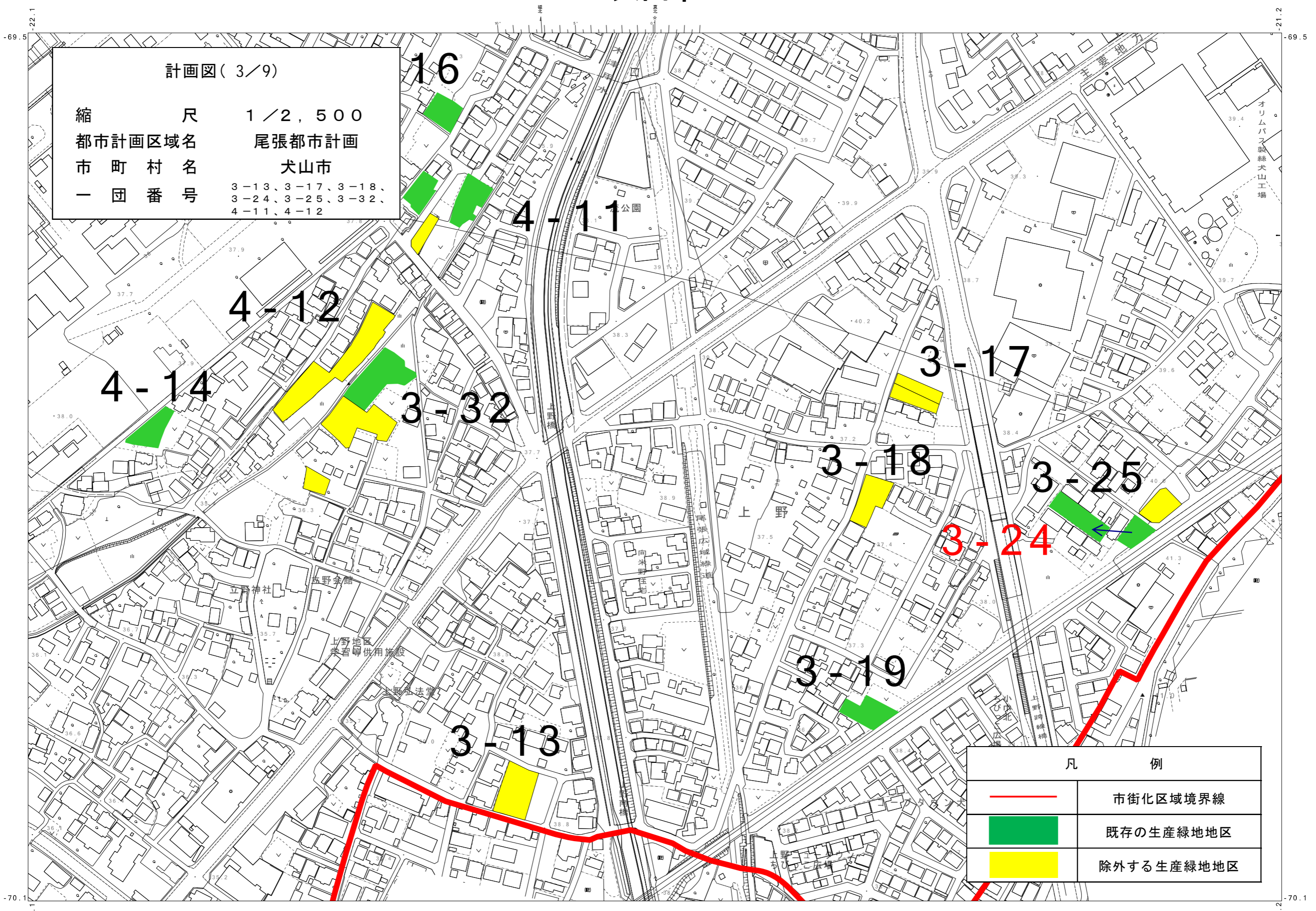
犬山市都市計画課



犬山市

計画図(3/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 3-13、3-17、3-18、
 3-24、3-25、3-32、
 4-11、4-12



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



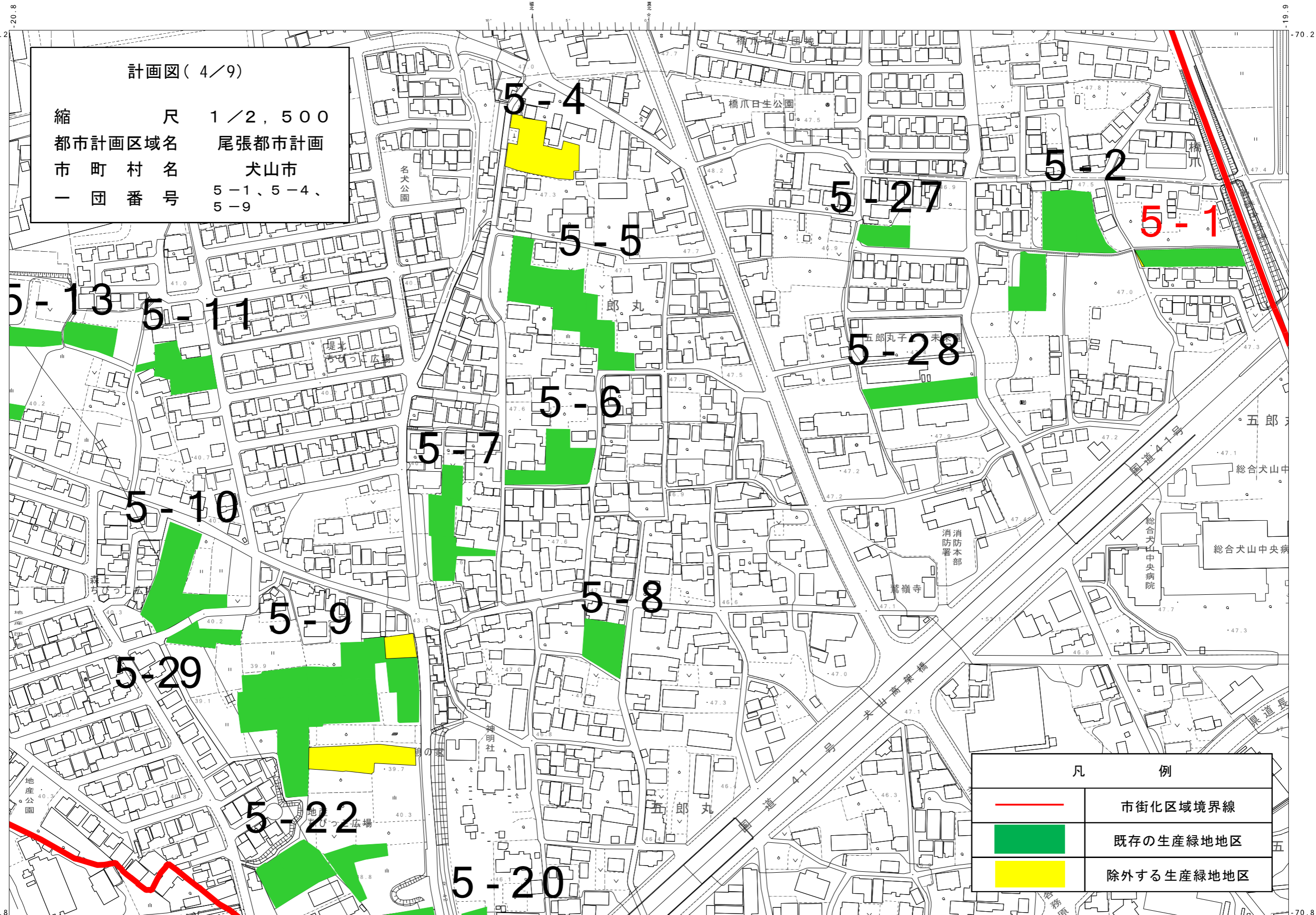
「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航研株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年06月23日

犬山市

計画図(4/9)

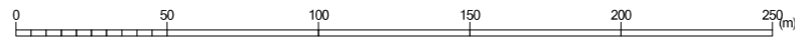
縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 5-1、5-4、5-9



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年06月23日

犬山市都市計画課



犬山市

計画図(5/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 5-25

5-23

5-17

5-18

5-25




5-24

羽黒稲葉東

羽黒稲葉西一丁目

羽黒稲葉西二丁目

羽黒稲葉西二丁目

凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)
 また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

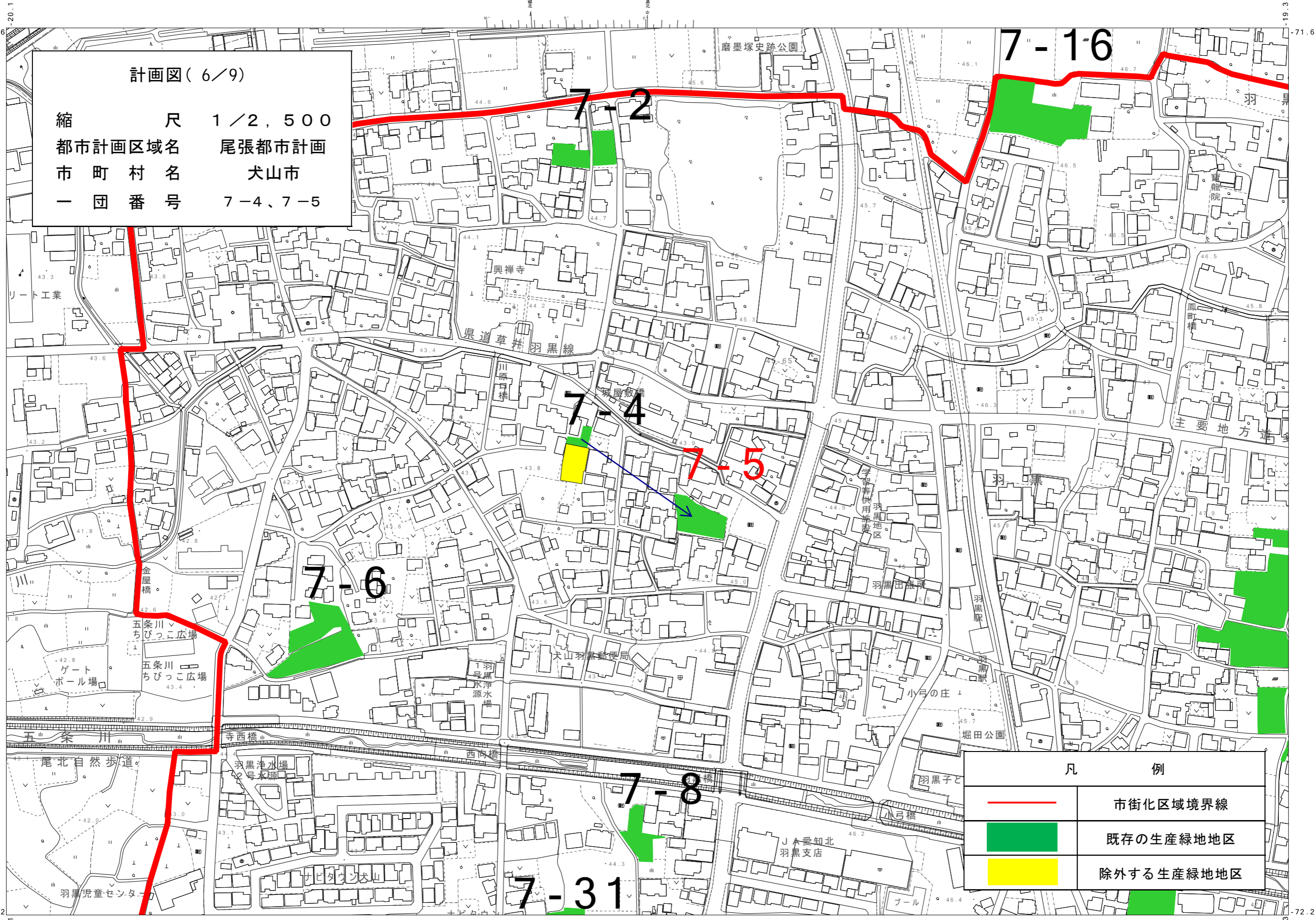
令和05年06月23日



犬山市

計画図(6/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 7-4、7-5



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年06月23日

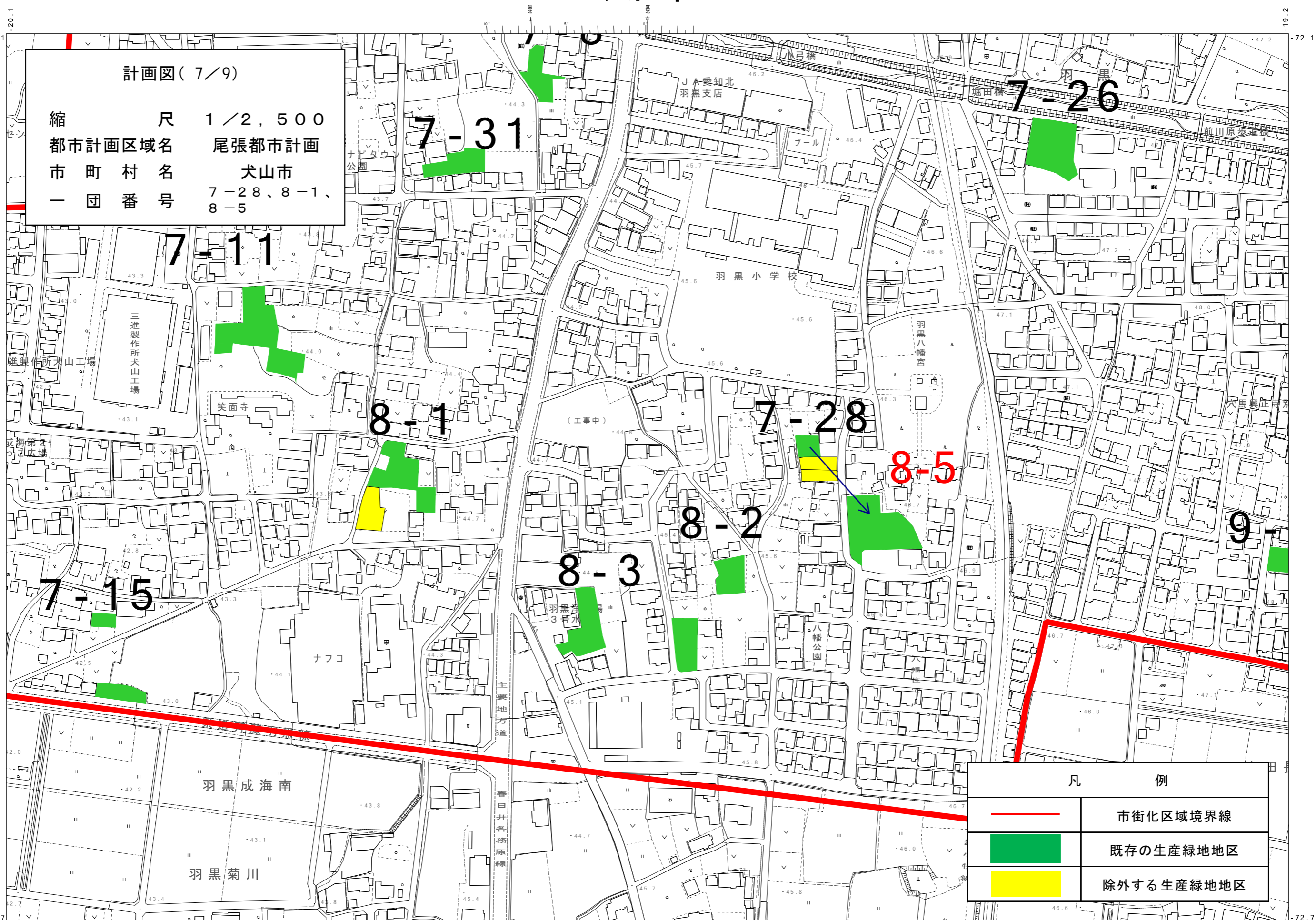
犬山市都市計画課



犬山市

計画図(7/9)

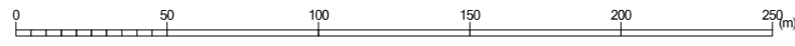
縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 7-28、8-1、8-5



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500

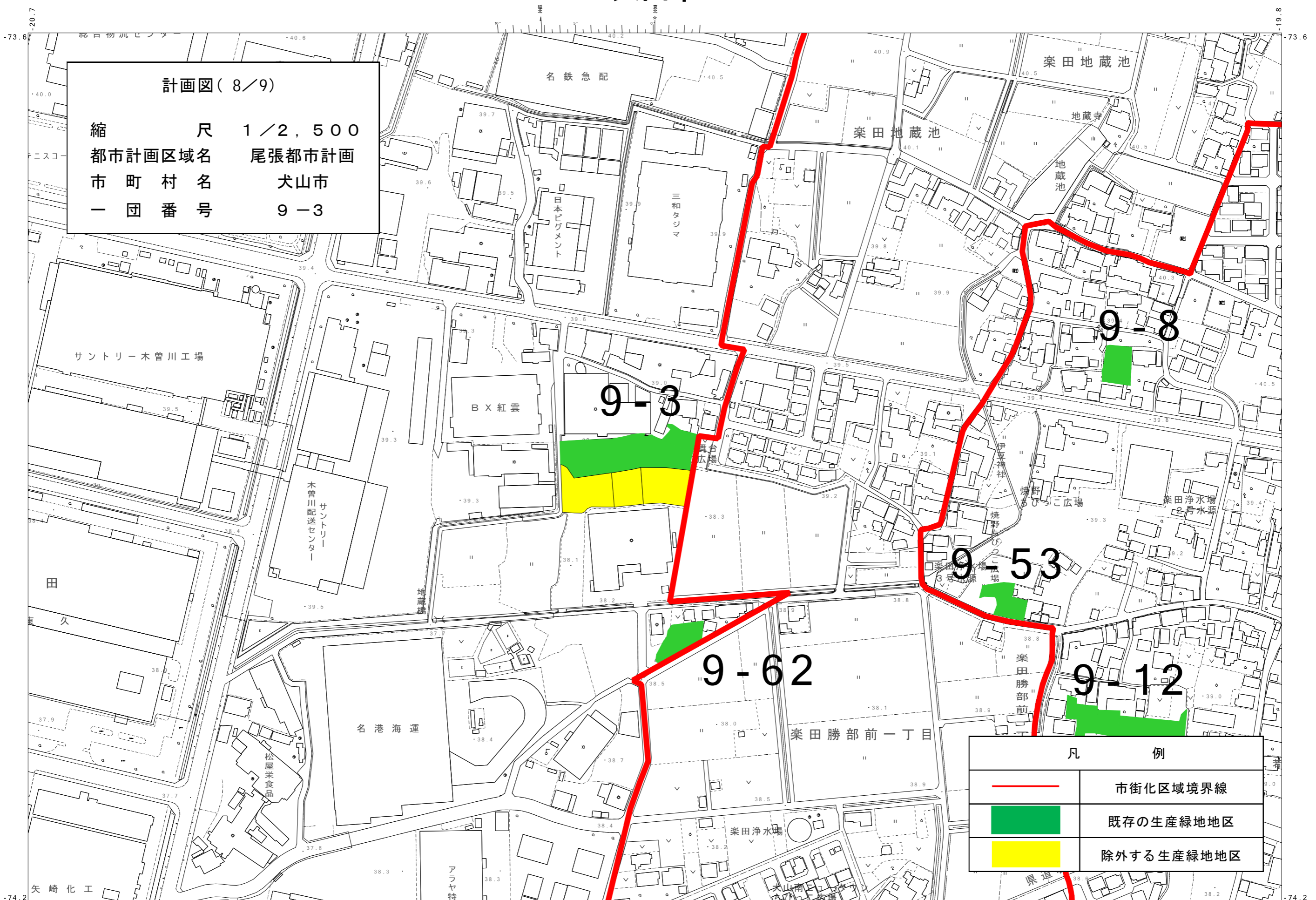



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土院院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国電気株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社
 令和05年06月23日

犬山市

計画図(8/9)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 9-3



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)
 また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

1:2500



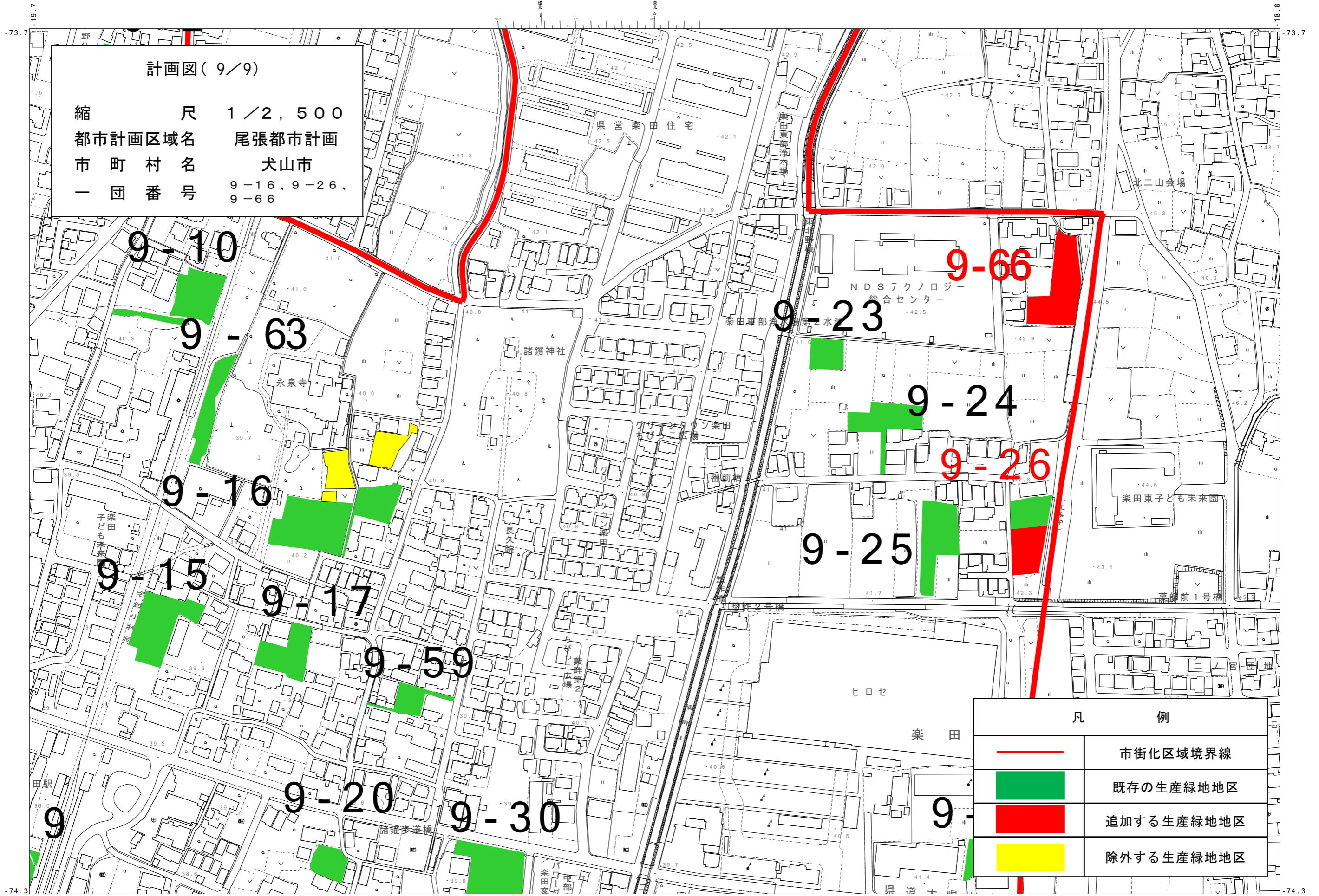
「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国研株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年07月04日

犬山市都市計画課



犬山市



計画図(9/9)

縮尺 1/2,500

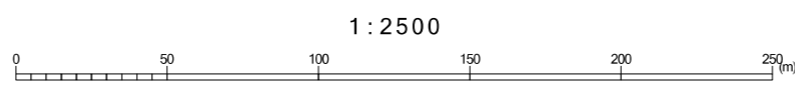
都市計画区域名 尾張都市計画

市町村名 犬山市

一団番号 9-16、9-26、9-66

凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	追加する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

注) この都市計画図は令和3年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影) また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。



「この都市計画図データは令1部公第225号及び令2部公第116号により国土地理院長の助言と承認を得たものである」
 作成会社 国際航業株式会社
 「この出力図は上記のデータを基に、作成したものである」
 作成会社 日本電気株式会社

令和05年06月23日

[参考図書]

変更状況調書 犬山市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	144団地	-10団地	134団地
面積	17.7ha 176,696㎡	-1.5ha -15,139㎡	16.2ha 161,557㎡

箇所別調書

一団番号	増減	変更面積	理由番号	理由
1-11	除外	-458㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	-221㎡	4-⑤	面積要件不足
1-31	追加	359㎡	4-⑥	分断による団地の付替(2-16より)
2-1	追加	251㎡	4-⑦	既存の一団に新規決定
2-15	除外	-978㎡	4-①	30年経過による制限解除
2-16	除外	-342㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	-359㎡	4-⑥	分断による団地の付替(1-31へ)
3-13	除外	-808㎡	4-①	死亡による制限解除
3-17	除外	-314㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	-259㎡	4-⑤	面積要件不足
3-18	除外	-580㎡	4-①	30年経過による制限解除
3-24	追加	286㎡	4-⑥	分断による団地の付替(3-25より)
3-25	除外	-447㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	-286㎡	4-⑥	分断による団地の付替(3-24へ)
3-32	一部除外	-1,275㎡	4-①	30年経過による制限解除
4-11	一部除外	-215.07㎡	4-①	故障による制限解除
4-12	除外	-1,303㎡	4-①	30年経過による制限解除

5-1	一部除外	- 8.36㎡	4-②	公共施設の敷地となったため
	追加	32.36㎡	4-④	地積更正
5-4	除外	- 1,484㎡	4-①	30年経過による制限解除
5-9	一部除外	- 1,291㎡	4-①	30年経過による制限解除
5-25	一部除外	- 3,219㎡	4-①	30年経過による制限解除
7-4	除外	- 406㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	- 167㎡	4-⑥	分断による団地の付替(7-5へ)
7-5	追加	167㎡	4-⑥	分断による団地の付替(7-4より)
7-28	除外	- 245㎡	4-①	30年経過による制限解除
	除外	- 195㎡	4-⑤	面積要件不足
	除外	- 277㎡	4-⑥	分断による団地の付替(8-5へ)
8-1	一部除外	- 429㎡	4-①	30年経過による制限解除
8-5	追加	277㎡	4-⑥	分断による団地の付替(7-28より)
9-3	一部除外	- 2,260㎡	4-①	30年経過による制限解除
	一部除外	- 0.03㎡	4-②	公共施設の敷地となったため
	追加	8.03㎡	4-④	地積更正
9-16	一部除外	- 1,037㎡	4-①	30年経過による制限解除
9-26	追加	778㎡	4-⑦	既存の一団に新規決定
9-66	追加	1,566㎡	4-⑦	新規決定
合計	除外(減)	- 18,863.46㎡		
	追加(増)	3,724.39㎡		
	合計	- 15,139.07㎡		

都市計画の策定の経緯

尾張都市計画生産緑地地区の変更（犬山市決定）

事 項	時 期	備 考
事前協議	令和5年7月25日	
事前協議回答	令和5年8月22日	
市の広報掲載	令和5年9月1日	9月号
計画案の縦覧	令和5年9月15日 から 令和5年10月2日 まで	縦覧者 なし 意見書提出 なし
市町村都市計画 審 議 会	令和5年10月31日	
知 事 協 議	令和5年11月上旬	以下予定
知事協議回答	令和5年12月上旬	
決 定 告 示	令和5年12月中旬	